

2025 年 5 月 12 日
みずほ信託銀行株式会社

企業の DX 支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて ～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定の商品性改定について～

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：笹田 賢一、以下「みずほ信託銀行」）は、全国銀行協会が策定する自主行動計画に基づき、これまでも商品性改定等※を行うことで手形・小切手の全面的な電子化を推進しておりますが、このたび、新たに当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を 2026 年 9 月 30 日（水）とすることといたしました。

2024 年 11 月以降、下請法上の運用基準が変更され、サイトが 60 日を超える約束手形や電子記録債権の交付、一括決済方式による支払いは、行政指導の対象となる等、企業間の取引適正化に向けた約束手形利用廃止への要請は今後も一層高まる見通しです。

また、多くの金融機関が、2027 年 4 月以降を期日とする手形の取立受付停止や他行支払地となる手形・小切手の入金扱い受付停止を発表しており、将来的に手形・小切手を受け取る企業の手形・小切手の資金化をする手間や負担が増加することや、資金化が困難となることで企業活動に影響を与えることが想定されます。

これらを踏まえ、今般、当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を 2026 年 9 月 30 日（水）とすることといたしました。期限以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができなくなります。

手形・小切手を振り出されているお客さまや手形・小切手を受け取られているお客さまは、お取引先と支払い方法の変更について、早期にご相談の上、代替手段への切り替えを検討いただきますよう、お願いいたします。

なお、2022 年 8 月～2025 年 5 月にみずほ信託銀行より販売した未使用の約束手形・小切手は、一定の条件を満たすものにつき、ご希望に応じて買い戻しすることを検討しております。

今後も〈みずほ〉は、手形・小切手の全面的な電子化を含め、お客さまの DX を積極的に支援するとともに、企業の取引適正化に向けた働きかけを行ってまいります。

※ 2023 年 9 月 22 日ニュースリリース：

企業の DX 支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて

～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定および代金取立の商品性改定～

<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20230922.pdf>

2024 年 9 月 6 日ニュースリリース：

企業の DX 支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて

～手形・小切手の全面的な電子化に伴う関連商品・サービスの商品性改定および取り
扱い終了について～

<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20240906.pdf>

以 上